

ニセコ町宿泊税のご案内

宿泊税制度の概要

納めていただく方：ニセコ町内の宿泊施設に宿泊される方

宿泊施設＝旅館・ホテル、又は簡易宿所及び住宅宿泊事業（民泊）を営む住宅

納めていただく方：1人1泊につき、下表のとおりとなります。

宿泊料金（1人1泊あたり）	税 額
5,001円未満	100円
5,001円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上 50,000円未満	500円
50,000円以上 100,000円未満	1,000円
100,000円以上	2,000円

※宿泊料金とは

宿泊の対価として支払った額（飲食費や他の税、施設利用料などを除いた額）

◆課税免除

- ・学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他学校行事に参加・引率する者
- ・その他町長が必要と認める者

徴収・納入方法

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、宿泊者から税を受け取り、原則として、毎月、町に申告納入していただきます。

※所定の要件（目安として毎月の納入税額が20万円未満など）を満たす場合は申請により、3か月ごとの申告と納入に変更できる場合があります。

